

# 外国人材の受け入れを拡大する 在留資格「特定技能」について

(株)燕システム

代表取締役 李 燕

## 人手不足に悩む14業種で、外国人の雇用が可能に

深刻な労働力不足に対応するため、今年4月1日から在留資格「特定技能」が創設されました。これは特定の産業分野において、一定の技能水準と日本語能力を持ち、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。受け入れが可能となる産業分野は、介護、産業機械製造、建設、自動車整備、宿泊、農業、外食などの14業種です(表1)。

この在留資格が新設されるまでは、原則として単純労働での外国人の就労は認められていませんでした。外国人留学生はすでに単純労働とされる分野で活躍していますが、あくまでも学業に影響しない範囲で、入管難民法により残業を含めて週28時間までしか働きません。

また、今までよく耳にしていた技能実習制度は、日本の技術を習得したうえで、母国での貢献を目的

### 特定産業分野と従事する業務

	特定産業分野	分野所管行政機関	従事する業務
1	介護	厚労省	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1試験区分]
2	ビルクリーニング		・建築物内部の清掃 [1試験区分]
3	素形材産業	経産省	・鋳造・金属プレス加工・仕上げ・溶接・鍛造・工場板金・機械検査 ・ダイカスト・めっき・機械保全・機械加工・アルミニウム陽極酸化処理・塗装 [13試験区分]
4	産業機械製造業		・鋳造・塗装・仕上げ・電気機器組立て・溶接・鍛造・鉄工・機械検査 ・プリント配線板製造・工業包装・ダイカスト・工場板金・機械保全 ・プラスチック成形・機械加工・めっき・電子機器組立て・金属プレス加工 [18試験区分]
5	電気・電子情報関連産業		・機械加工・仕上げ・プリント配線板製造・工業包装・金属プレス加工 ・機械保全・プラスチック成形・工場板金・電子機器組立て・塗装・めっき ・電気機器組立て・溶接 [13試験区分]
6	建設	国交省	・型枠施工・土工・内装仕上げ/表装・左官・屋根ふき・コンクリート圧送 ・電気通信・トンネル推進工・鉄筋施工・建設機械施工・鉄筋継手 [11試験区分]
7	造船・船用工業		・溶接・仕上げ・塗装・機械加工・鉄工・電気機器組立て [6試験区分]
8	自動車整備		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 [1試験区分]
9	航空		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2試験区分]
10	宿泊		・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1試験区分]
11	農業	農水省	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2試験区分]
12	漁業		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理 ・収獲(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2試験区分]
13	飲食品製造業		・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) [1試験区分]
14	外食業		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1試験区分]

(表1)

としていたため、一般的な労働力ではありませんでした。技能実習と特定技能の違いは、「制度の目的」が技能実習は国際貢献、特定技能が人手不足の解消にあること、「外国人の技能水準」が前者は要求水準がないのに対して（介護職のみ入国時に日本語能力の要件あり）、後者は技能と日本語の試験合格が就労要件となっていることが挙げられます。支援機関の有無も異なります（表2）。

いずれにしてもこれまでは深刻な人材不足を解決する根本的な方法はありませんでした。しかし、特定技能の資格を得ることで、外国人は最長5年間、

企業の直接雇用によって正社員と同じように働くことができるようになりました。

特定技能には1号と2号があり、「1号」は14の産業分野で「相当程度の知識または経験を必要とする技能」を要する業務に従事する外国人です。日本国内もしくは海外に住む外国人が、国内もしくは海外で技能試験及び日本語検定試験を受け、合格した人に在留資格が与えられます。「2号」は建設、造船・船用工業の2つの分野で「熟練した技能」が求められる業務に就く外国人と規定されています。

### 従来の在留資格(技能実習生)と特定技能の違いは？

	技能実習(団体管理型)	特定技能(1号)
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認(技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
支援機関	なし	あり
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)

(表2)

ただし当面、各分野の試験問題が整わない間は、過去に技能実習生として日本で3年間の実習を終えた「技能実習2号」修了者、つまり良好な実績を持つ元技能実習生は試験を免除され、「特定技能1号」へ移行できる特例措置が取られています。国内にいる技能実習2号修了者も、すでに海外に帰国している同修了者も対象です。国会答弁で言われていたように、法務省は2019年度から5年間で最大約34万5,000人の受け入れを見込み、そのうち半数弱にあたる約45%は技能実習生からの移行を想定しています。技能実習2号修了者は、先述のように日本での生活と仕事経験があり、ある程度日本語ができるうえ、職場でのルールや同僚との関わり方も熟知しています。さらに、特定技能外国人を受け入れられる14業種のうち11業種が共通のため、即戦力としての活躍が期待できます。

その14業種のなかで技能実習生のいない「宿泊」「外食」、技能実習制度が始まってまだ年数の少ない「介護」については、技能試験を他業種に先行して実施しています。5月には外食、介護、宿泊業での結果が順次発表され、各試験とも合格率は70%台となりました。例えば、介護業では合格者は早ければ夏に来日して現場で働き始め、今後5年間で最大6万人の受け入れを見込まれています。14業種の他の試験は、秋か

ら2020年3月末までに順次実施される見込みです。

なお、特定技能のメインの受け入れ対象国は、中国、ベトナム、フィリピン、インドネシア、タイ、ミャンマー、カンボジア、ネパール、モンゴルの9カ国です。

#### <特定技能1号>

特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- 在留期間：1年、6カ月または4カ月ごとの更新、通算で上限5年まで(延長更新不可)
- 技能水準：試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関または登録支援機関による支援の対象

#### <特定技能2号>

特定産業分野(建設および造船・船用工業)に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- 在留期間：3年、1年または6カ月ごとの更新。  
制限なし。将来は永住ビザへの申請が可能
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能(配偶者、子)
- 受入れ機関または登録支援機関による支援の対象外

### 雇用する企業(受入れ機関)の基準と義務

人手不足に悩む業界の中には、一定の技能水準と日本語能力のある外国人材の雇用に関心を持つ企業もあると思われませんが、その場合、雇用する企業は「受入れ機関」として国が定めた基準を満たすことが求められています。

その基準とは、

- ①外国人と結ぶ雇用契約が適切であること(例：報酬額が日本人と同等以上)
- ②受入れ機関自体が適切であること(例：5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- ③外国人を支援する体制があること(例：外国人が理解できる言語で支援できる)
- ④外国人を支援する計画が適切であること(特定技能1号の外国人に対して)です。

雇用が決まった場合、受入れ機関には以下の義務もあります。もし、義務を怠ると、外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導や改善命令などを受けることがあります。

- 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行する  
(例：報酬を適切に支払う)
- 外国人への支援を適切に実施する  
(支援については代行機関である「登録支援機関」に委託も可能。登録支援機関に全部委託すれば上記③の基準を満たす)
- 出入国在留管理庁への各種届出を行うこと

上記の義務にもあるように、次の各種届け出・手続きが必要です。

- 雇用契約の締結(事前ガイダンスの実施なども含む)
- 地方出入国在留管理局に在留資格認定証明書交付申請を提出
- 在留資格認定証明書の交付
- 査証申請

雇用契約の締結に伴って、受入れ機関は「事前ガ

イダンス」を実施し、「支援計画」を作成します。

「事前ガイダンス」は契約後、外国人に労働条件、活動内容、入国手続・保証金徴収の有無などについて対面やテレビ電話などで説明するもので、「支援計画」は外国人への「職業生活上、日常生活上または社会生活上の支援」に関する計画です。在留資格認定証明書交付申請などに当たり、申請書類と合わせて提出します。

### <「支援計画」の概要>

- 出入国する際の送迎
- 住居の確保、生活に必要な契約支援(銀行口座開設、電気やガスなどの契約手続き補助)
- 生活オリエンテーション(日本のルールやマナー、公共交通機関の利用方法などの説明)
- 公的手続きなどへの同行(必要に応じて社会保障・税などの手続きの補助)
- 日本語学習の機会の提供
- 相談、苦情への対応(職場や生活上の相談や苦情について外国人が理解できる言葉で対応)
- 日本人との交流促進
- 転職相談(受入れ側の都合で雇用契約を解除する場合、転職先を探すサポート)
- 定期的な面談、行政機関への通報

### 企業の委託を受けて外国人を支援する

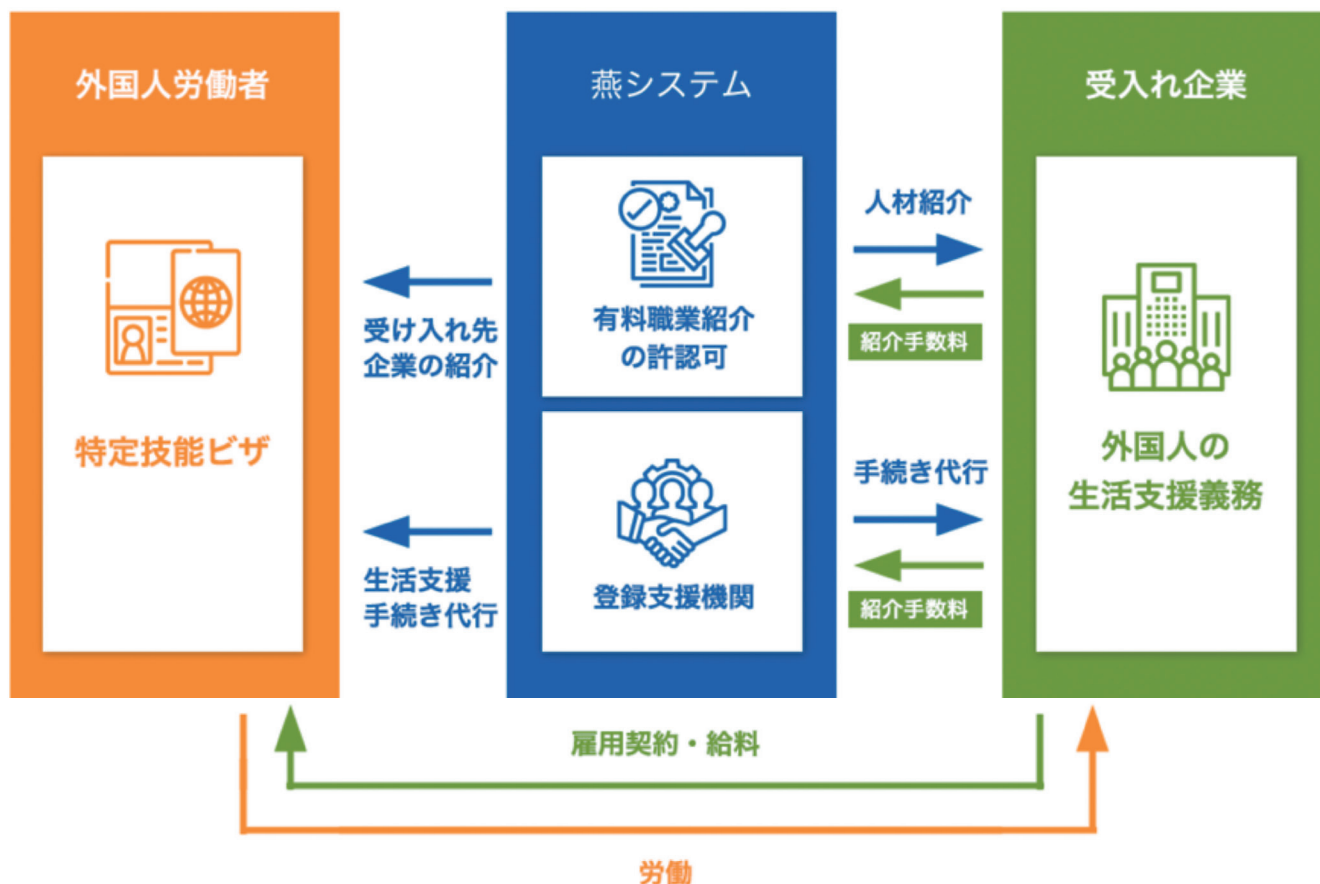
#### 「登録支援機関」

このように、特定技能1号の外国人を雇用するには、外国人の理解できる言葉を使えること、生活を支援する体制が整っていることなどの条件が設けられています。一見、敷居が高いように思われるかもしれませんが、雇用する企業をサポートする「登録支援機関」も設けられ、外国人への支援を一部あるいは全部を委託することが可能です。

登録支援機関とは、特定技能1号の外国人が安定的で円滑に活動できるよう、職業生活上、日常生活上または社会生活上の支援を、雇用する機関の代わりに実施する団体および個人です。要件を満たすと登録を受けられ、法務省出入国在留管理庁ホームページの登録支援機関登録簿に掲載されます。6月28日時点で1,004件の登録件数があります。当社も愛知県でいち早く登録支援機関となっており、6月1日より支援業務を提供し始めました。



## 特定技能ビザのビジネスモデル



登録を受けるための基準と義務は次の通りです。

### <登録を受けるための基準>

- 機関自体が適切である(例：5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- 外国人を支援する体制がある(例：外国人が理解できる言語で支援できる)

### <登録支援機関の義務>

- 外国人への支援を適切に実施する
- 出入国在留管理庁への各種届出を行う

登録支援機関は様々なビジネスモデルで運営していますが、一例として、当社は有料人材紹介業も行っており、上記のビジネスモデルで展開しています。人材紹介にとどまらず、特定技能1号の外国人が即戦力として企業の力になれるよう、外国人の生活面での支援、仕事に関わる日本の企業文化の教育、入国に関する手続きなど、一連の業務を代行します。

「特定技能」はまだ始まったばかりで、試験についてもすべての特定産業分野で実施されているだけでなく、模索が続いています。しかし、人手不足の業界にとっては、外国人材の活用が広がるため、検討

の価値のある制度といえます。日本の少子高齢化が進行する中で、一定規模の経済活動を維持するには、外国人労働力の役割がますます高まっていくと思います。企業は持続発展のために、アンテナを立てて新しい法律改定を前向きにとらえる姿勢が大切です。特定技能外国人を雇用するには受け入れ体制を整える必要があるため、最新情報を収集するとともに、同業他社に勝ち抜くためにも、初期段階では専門知識のある登録支援機関などとも連携して素早く導入を進めていくことが望ましいといえます。

### <執筆者プロフィール>

(株)燕システム

代表取締役 李 燕

名古屋大学大学院 教育発達科学研究科卒業

2004年に起業。自身の就職に関わる苦い経験を踏まえ、一人でも多くの外国人が地域のため役に立てる存在になることを願い人材サービスを展開。長年培ってきたノウハウと豊富な人材データベースをもとに、的確に素早く企業とのマッチングを行う。

